

トライアル事業実施結果について

平成22年10月19日

日本水先人会連合会

第4回水先小委員会（平成21年6月）で取りまとめられた「水先小委員会報告」に基づき、東京湾、伊勢三河湾、大阪湾及び内海の4水先区において「指名制トライアル事業」を実施した。

トライアル事業は、指名引受の具体的実施方法の確認等のため、第一段階として、平成21年7月に東京湾水先区から開始し、その後、順次、料金を含む事前指名契約を締結する第二段階に移行を図った。

第二段階に移行後は、第6回水先小委員会（平成22年2月）における合意に基づき、計画的拡大を図りつつ、本年9月末まで実施し、今般、実施結果を取りまとめたので報告する。

1. トライアル事業の目標値について

(1) 第6回水先小委員会において合意された目標値

参画水先人の更なる増加を図り、1万総トン以上の水先対象船舶の約30%まで拡大し、平成22年度上半期まで継続する。

(2) 目標値の達成

トライアル事業の最終段階では、各水先区において次のとおり対象船舶の拡大が行われ、上記目標値を達成した。

① 東京湾水先区：1万GT以上の水先対象船舶に占める割合 29%

トライアル対象船舶 1, 165隻/月

1万GT超の水先対象船舶 4, 049隻/月

（トライアル対象船舶内訳）

コンテナ船（4万GT超）、撤積船（7万GT超）、自動車専用船（4万GT超）、原油タンカー（5万GT超）

② 伊勢三河湾水先区： 同上 33%

トライアル対象船舶 728隻/月
1万GT超の水先対象船舶 2,243隻/月
(トライアル対象船舶内訳)
4万GT以上の全船舶

③ 大阪湾水先区： 同上 32%

トライアル対象船舶 685隻/月
1万GT超の水先対象船舶 2,136隻/月
(トライアル対象船舶内訳)
4万GT以上の全船舶

④ 内海水先区： 同上 33%

トライアル対象船舶 673隻/月
1万GT超の水先対象船舶 2,027隻/月
(トライアル対象船舶内訳)
4万GT超の鉱石/石炭船、コンテナ船、自動車専用
船、LNG船、LPG船、チップ船、旅客船

※ 最終段階の対象船舶及び拡大経過等は別紙のとおり。

2. トライアル事業の検証結果

各水先区において、トライアル事業の拡大を図りながら実施してきた中で判明した、指名制の運用上考慮すべき主な課題は次のとおり。

- ① 水先人に対する指名要請が重複した場合、調整が困難。
- ② 複数の船舶からの指名に水先人が応じる場合、業務間隔を考慮する必要がある。(一船の業務開始が遅れると、それ以降の業務予定に影響を生じる。)
- ③ 指名要請船舶の予定が大幅に変更された場合、指名を受けた水先人だけでなく、他の水先人の業務予定に影響を生じることがある。
- ④ 指名要請の申込みが、申込期限である水先開始予定時刻の48時間前又は前々日の正午までに間に合わないケースがかなり見受けられる。

これらの課題について、既に水先人会で対応を進めているが、指名制を円滑に運用するためにはユーザーの理解も必要である。

なお、上記①～③は、複数の水先人が指名契約を締結していれば回避可能

であり、指名契約水先人が多数となってからはこのような問題は解消された。

今回、トライアル事業を実施した結果を検証すると、複数の水先人がグループ対応することにより、最終段階までの対象範囲において、指名契約のない船舶に特段の支障を生じさせることなく、指名要請船舶に対する応招を果たすことができ、「指名制」と「輪番制」を両立させることが可能であることが確認された。

また、少数の水先人や個人水先人に対する指名要請も可能であるが、この場合、船社が契約する水先人数が少ないほど応招率は下がると考えられる。

3. トライアル事業終了後の指名制の運用

トライアル事業を実施した4水先区では、計画期間を終了した10月以降も指名制を継続して運用するとともに、まだ指名契約を締結していない船社に対する働きかけにも努めているところであり、今後も指名契約による水先実績が増加していくことが予想される。

また、日本水先人会連合会では、指名制の定着、拡大に資するよう、トライアル事業を実施した水先区だけでなく、他の水先区の水先人に対しても、次の事項について周知・啓蒙等を行うこととしている。

実際に、本年10月から、関門水先区及び鹿島水先区の水先人が料金変更の届出内容や船社との事前指名契約の方法など、指名制導入に関する検討を開始したところである。

(1) 指名制度に関する情報提供等

- トライアル事業の結果及び実施方法例など関連情報の提供
 - ・複数の水先人が指名を受ける方法（グループ指名）であれば、船社の指名要請に効率的に応えることができること。
 - ・少数の水先人や個人水先人に対する指名は可能であるが、一方で、船社が指名する水先人数が少ないほど応招率は減少することを船社に周知し、理解を得るべきであること。

(2) 指名制度の運用に関する助言等

- 指名制度は、船社と水先人が協議しつつ運用することが望ましいが、ユーザーニーズの把握や制度周知等のため、当面は、水先人会（又は水先人代表）が仲介しつつ定着させていくように助言する。